

函館市家族介護用品給付事業に係る事業者登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市家族介護用品給付事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、介護者が給付の対象となる介護用品を購入できる事業者（以下「事業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業者の資格要件)

第2条 次のいずれかに該当する場合は、登録の申請をすることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱第7条、函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条または函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条に規定する入札参加除外者等
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 本市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者

2 函館市および函館市の隣接地において本店、支店、営業所または出張所（以下「事業所等」という。）を有しており、利用者の利便、その他事業の適正な運営が確保されるものと市長が認めた事業者で、介護用品の販売を行っており、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 函館市の入札参加資格者（有資格業者登録済）であり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (2) 函館市補装具費の代理受領に係る補装具業者として登録があり、かつ介護用品の確保が容易にできること。
- (3) 函館市の介護保険居宅サービス事業者の福祉用具貸与業者と

して指定を受け、かつ介護用品の確保が容易にできること。

(4) 申請日時点で引き続き1年以上その事業を営み、かつ介護用品の確保が容易にできること。

(申請等)

第3条 登録事業者になろうとする者は、別記第1号様式の申請書に以下の各号の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 納税証明書の写し

① 函館市に納税の義務がある場合は、申請日時点で発行1ヶ月以内の函館市発行の納税証明書の写しを添付すること。ただし、個人事業者が非課税の場合は、課税証明書の写しを添付すること。

② 函館市以外に納税の義務がある場合は、申請日時点で発行3ヶ月以内の本店所在地管轄の税務署が発行する未納がないという証明書の写しを添付すること。

(2) 第2条(4)の要件により申請を行なおうとする者は、個人は申請日時点で発行3ヶ月以内の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書の写しを、法人は申請日時点で発行3ヶ月以内の商業登記簿謄本の写しを添付すること。

(3) 介護用品の取り扱っていることわかる書類を添付すること。

(4) 店頭で介護用品の引き換えを行う場合は別記第2号様式の登録書を添付すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項に規定する以外の書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、提出された書類の内容を審査のうえ、事業者としての登録を行うものとする。

4 市長は、申請の結果について、申請のあった事業者に対し別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

5 事業者は、登録後に第3条第1項に規定する申請書および添付書類の内容に変更があった場合は、速やかに別記第4号様式の変更届出書を市長に届け出なければならない。

6 事業者としての登録の期間は毎年度3月31日までとし、次年度に

においても登録事業者になろうとする者は、再度第1項の申請を行うものとする。ただし、同条(2)については申請時点と内容に変更がない場合、同条(3)については本年度において事業者として本事業の給付対象者に介護用品を引き換えした実績のある場合は、書類の添付を省略することができる。

(登録の取消等)

第4条 市長は事業者として登録された者が、次のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する資格要件を欠いた場合
- (2) 不正の手段により登録を受けた場合
- (3) 請求に関し不正があった場合

2 前項各号に定める場合のほか、必要のある場合は市は登録を取り消すことができる。この場合において、市は登録を取り消そうとする30日前までに、事業者へ通知しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 事業者は、本事業の業務の処理上知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。この業務の終了後または登録の取消後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、本事業の業務の処理に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いについて」によるものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記（第5条関係）

「個人情報の取扱いについて」

事業の業務の処理に当たっては、第5条第1項に規定するもののほか、個人情報の取扱いは、次のとおりとする。

（目的外利用等の禁止）

- 1 函館市の承諾を得ないで事業の業務に係る個人情報を事業の業務の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。

（複写および複製の禁止）

- 2 事業の業務を履行するために行う場合を除き、事業の業務に係る個人情報が記載された資料（電磁的記録であるものを含む。以下「資料等」という。）を複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

- 3 函館市から貸与された資料等がある場合は、事業の業務終了後直ちに函館市に返還し、または函館市の指示により消去し、もしくは焼却しなければならない。

（事故の報告）

- 4 事業の業務を処理するうえで、資料等の亡失その他の事故が発生した場合には、遅滞なく函館市に報告し、その指示を受けなければならない。

（立入検査等）

- 5 事業の業務の処理に伴う個人情報の取扱体制および安全対策の具体的な処理状況について、函館市が行う随時の立入検査に応じ、必要な報告の求めに応じ、およびその指示に従わなければならない。

別記第1号様式

函館市家族介護用品給付事業に係る事業者登録申請書

年 月 日

函館市長 あて

所在地

申請者 事業所名

代表者
(職氏名)

函館市家族介護用品給付事業に係る事業者として登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

① 本店	商号または名称	(フリガナ)		
	代表者職氏名	(フリガナ)		
	所在地	〒		
	電話番号	- -	FAX番号	- -
	インターネットの導入の有無	有 ・ 無		
② 支店等	支店等の名称	(フリガナ)		
	代表者職氏名	(フリガナ)		
	所在地	〒		
	電話番号	- -	FAX番号	- -
	インターネットの導入の有無	有 ・ 無		
③ 連絡先	支店等の名称	(フリガナ)		
	責任者職氏名	(フリガナ)		
	所在地	〒		
	電話番号	- -	FAX番号	- -
	インターネットの導入の有無	有 ・ 無		
④営業年数	年	⑤総従業員数	人	
		(うち函館市内従業員数)	人	

- ⑥ 函館市の入札参加資格者としての登録はあるか (はい・いいえ)
- ⑦ 函館市補装具費の代理受領に係る補装具業者としての登録はあるか (はい・いいえ)
- ⑧ 函館市の介護保険居宅サービス事業者の福祉用具貸与業者としての登録はあるか (はい・いいえ)
- ⑨ 申請日時時点で引き続き1年以上その事業を営んでいるか (はい・いいえ)
- ⑩ 営業形態について (A 店舗 ・ B 配送 ・ C 店舗兼配送)

別記第2号様式

函館市家族介護用品給付事業取扱可能店舗登録書

函館市家族介護用品給付事業に係る利用券の取扱店舗を下記のとおり登録
します。

記

1	店 舗 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	— —
2	店 舗 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	— —
3	店 舗 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	— —
4	店 舗 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	— —
5	店 舗 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	— —

記入上の注意

1枚の用紙で足りない場合は、用紙を複写してご記入ください。

別記第3号様式

函館市家族介護用品給付事業の事業者登録に係る決定通知書

年 月 日

様

函館市長

先に提出のあった、函館市家族介護用品給付事業に係る事業者登録申請書および添付書類を審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項：
- 2 登録期間：
- 3 取扱種目：

別記第4号様式

函館市家族介護用品給付事業に係る事業者登録変更届出書

年 月 日

函館市長 あて

所在地

事業所名

代表者名

函館市家族介護用品給付事業に係る事業者として登録を受けましたが、その内容に変更が生じたので、下記のとおり届出ます。

記

(変更の理由)

(変更の内容)